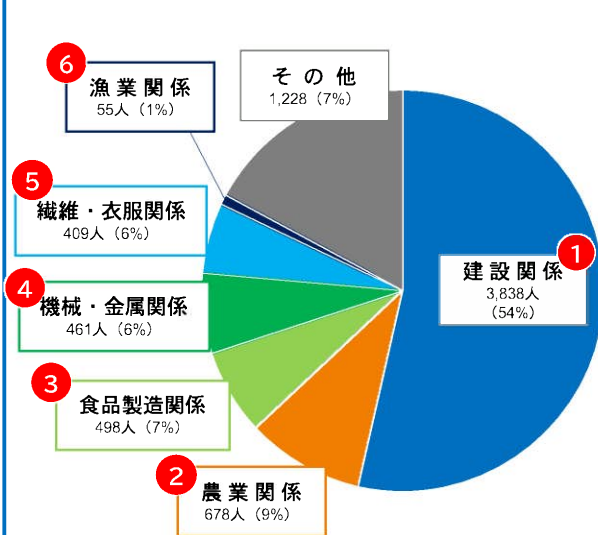


技能実習生の失踪者数に関する各種統計

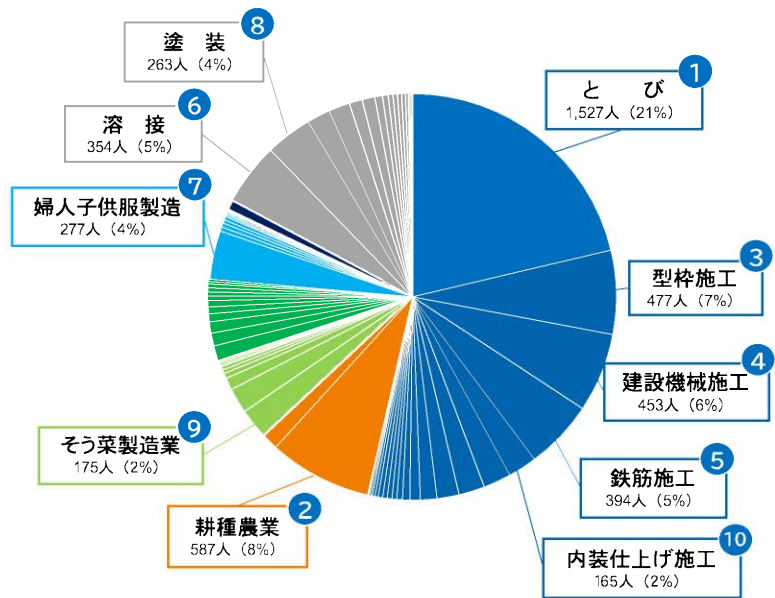
技能実習生失踪者数（7,167人）の内訳（令和3年）

業種別



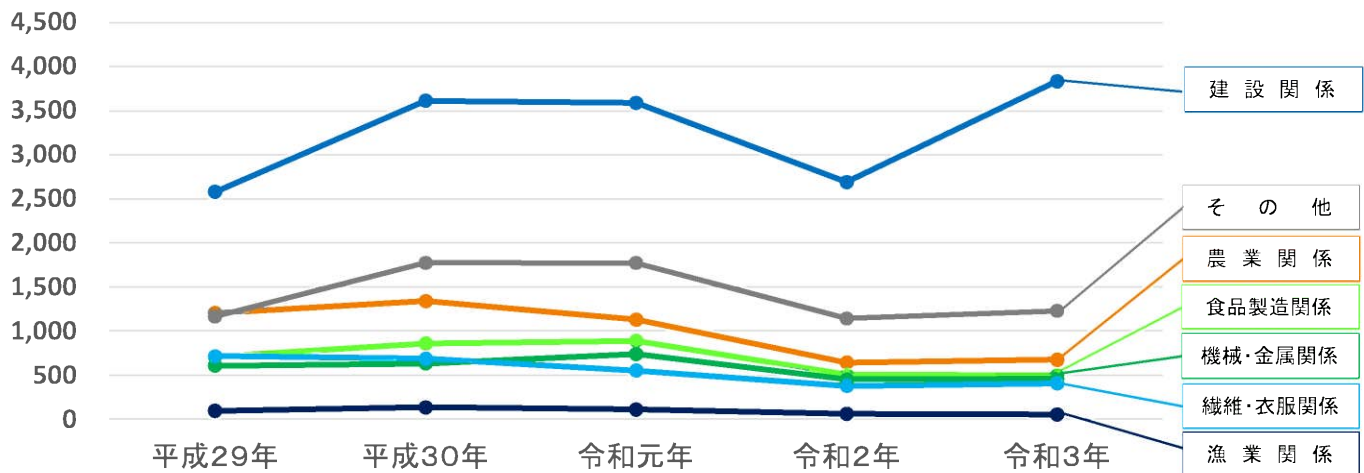
(注) 上図の「その他」には、非移行対象職種が含まれる。

職種別



(注) 上位10職種について記載。

業種別・技能実習生失踪者数の推移（平成29年～令和3年）



	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
建設関係	2,582	3,615	3,592	2,693	3,838
農業関係	1,207	1,342	1,132	645	678
食品製造関係	711	861	890	507	498
機械・金属関係	609	634	741	454	461
繊維・衣服関係	718	689	556	381	409
漁業関係	95	136	112	62	55
その他	1,167	1,775	1,773	1,143	1,228

(注) 上図の「その他」には、非移行対象職種が含まれる。

職種別・技能実習生失踪者数(令和3年)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種 農業	587	
	2	畜産 農業	91	
小計			678	
漁業関係	3	漁船 漁業	5	
	4	養殖 漁業	50	
小計			55	
建設関係	5	さく 井金	10	
	6	建築 板	60	
	7	冷凍空気調和機器施工	25	
	8	建築 製作	6	
	9	建築 大工	157	
	10	型枠 施工	477	
	11	鉄筋 施工	394	
	12	とび	1,527	
	13	石材 施工	18	
	14	夕方イル張	32	
	15	かわらぶき	26	
	16	左官	94	
	17	配管	125	
	18	熱絶縁 施工	28	
	19	内装仕上げ 施工	165	
	20	サッシ 施工	15	
	21	防水 施工	149	
	22	コンクリート圧送 施工	40	
	23	ウエルポイント 施工	2	
	24	表装	26	
	25	建設機械 施工	453	
	26	築炉	9	
	小計			3,838
	食品製造関係	27	缶詰 巻加 締	9
		28	食鳥処 理 加工 工業	29
		29	加熱性水産加工食品製造業	70
30		非加熱性水産加工食品製造業	144	
31		水産練り製品製造業	11	
32		牛豚食肉処 理 加工 業	19	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製造業	11	
34		ハン 製	21	
35		そ う 菜 製 造 業	175	
36		農産物漬物製造業	3	
37	医療・福祉施設給食製造業	6		
小計			498	
繊維・衣服関係	38	紡績 運 転	9	
	39	織布 運 転	24	
	40	染色	5	
	41	ニット製品製造業	11	
	42	たて編ニット生地製造業	3	
	43	婦人子供服製 造	277	
	44	紳士服製 造	19	
	45	下着 製 造	6	
	46	寝具 製 作	7	
	47	力一ベッ ト 製 造	0	
	48	帆布製 品 製 造	20	
	49	布は く 縫 製	5	
	50	座 席 シ ー ト 縫 製	23	
小計			409	
機械・金属関係	51	鋳造	44	
	52	鍛造	1	
	53	ダイカ ス ト	11	
	54	機械 加 工	73	
	55	金属プレス 加 工	63	
	56	鉄 工	84	
	57	工場 板	23	
	58	め っ き	21	
	59	アルミニウム陽極酸化処 理	1	
	60	仕 上	25	
	61	機械 検 査	36	
	62	機械 保 全	24	
	63	電子機器組 立	38	
	64	電気機器組 立	14	
	65	プリント配線板製 造	3	
小計			461	
その他	66	家具 製 作	32	
	67	印刷	22	
	68	製本	8	
	69	プラスチックチック成形	122	
	70	強化プラスチックチック成形	27	
	71	塗装	263	
	72	溶接	354	
	73	工業 包 装	132	
	74	紙器・段ボール箱製 造	26	
	75	陶磁器工業製 品 製 造	5	
	76	自動車 備	43	
	77	ビルクリーニ ング	74	
	78	介護	23	
	79	リネンサブライ	16	
	80	コンクリート製 品 製 造	9	
	81	宿泊	0	
	82	RF 製 造	0	
83	鉄道施設保守整 備	0		
84	ゴム製 品 製 造	0		
小計			1,156	
社内検定型	85	空港グランドハンドリング	0	
非移行対象職種	86	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	72	
合計			7,167	

職種別・技能実習生失踪者数(令和2年)

	番号	職種	人数
農業関係	1	耕種 農業	544
	2	畜産 農業	101
		小計	645
漁業関係	3	漁船 漁業	8
	4	養殖 漁業	54
		小計	62
建設関係	5	さく井	5
	6	建築板金	44
	7	冷凍空調機器施工	17
	8	建築器具製作	3
	9	建築大工	126
	10	型枠施工	312
	11	鉄筋施工	313
	12	とび	979
	13	石材施工	16
	14	タイル張り	26
	15	かわらぶき	22
	16	左官	82
	17	配管	110
	18	熱絶縁施工	11
	19	内装仕上げ施工	131
	20	内装仕上げ施工	13
	21	防水施工	106
	22	コンクリート圧送施工	34
	23	ウエルポイント施工	0
	24	表装	14
25	建設機械施工	322	
26	築炉	7	
	小計	2,693	
食品製造関係	27	缶詰加工業	6
	28	食鳥処理加工業	30
	29	加熱性水産加工食品製造業	60
	30	非加熱性水産加工食品製造業	147
	31	水産練り製品製造業	16
	32	牛豚食肉処理加工業	29
	33	ハム・ソーセージ・ベーコン製造業	20
	34	パウンド菓子製造業	16
	35	ソーダ菓子製造業	180
	36	農産物漬物製造業	3
37	医療・福祉施設給食製造業	0	
	小計	507	
繊維・衣服関係	38	紡績 運転	18
	39	織布 運転	20
	40	染色	10
	41	ニット製品製造	14
	42	たて編ニット生地製造	4
	43	婦人子供服製造	249
	44	紳士服製造	18
	45	下着類製造	4
	46	縫製 製作	2
	47	力ベツト製造	1
	48	帆布製品製造	14
	49	布はく縫製	4
50	座席シート縫製	23	
	小計	381	
機械・金属関係	51	鋳造	36
	52	鍛造	0
	53	ダイカス	9
	54	機械加工	78
	55	金属プレス加工	71
	56	鉄工	58
	57	工場板金	29
	58	めっき	15
	59	アルミニウム陽極酸化処理	4
	60	仕上げ	17
	61	機械検査	32
	62	機械保全	23
	63	電子機器組立て	59
	64	電気機器組立て	16
65	ブリントン配線板製造	7	
	小計	454	
その他	66	家具製作	23
	67	印刷	9
	68	製本	11
	69	プラスチック成形	114
	70	強化プラスチック成形	8
	71	塗装	212
	72	溶接	281
	73	工業包装	101
	74	紙器・段ボール箱製造	30
	75	陶磁器工業製品製造	6
	76	自動車整備	27
	77	ビルクリーニング	53
	78	介護	7
	79	リネンサブライ	17
	80	コンクリート製品製造	0
	81	宿泊	0
	小計	899	
社内検定型	82	空港グラウンドハンドリング	0
非移行対象職種	83	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	244
		合計	5,885

職種別・技能実習生失踪者数(令和元年)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種 畜産 農業	924	
	2	畜産 農業	208	
	小計		1,132	
漁業関係	3	漁船 漁業	15	
	4	養殖 漁業	97	
	小計		112	
建設関係	5	土木 建築	6	
	6	建築 板金	39	
	7	冷凍空調 機器 施工	23	
	8	建築 器具 製作	13	
	9	建築 大工	144	
	10	型枠 施工	487	
	11	鉄筋 施工	371	
	12	とび	1,420	
	13	石材 施工	16	
	14	タイル 張り	43	
	15	かわらぶき	22	
	16	左官	100	
	17	配管	138	
	18	熱絶縁 施工	15	
	19	内装仕上 げ 施工	137	
	20	サッシ 施工	15	
	21	防水 施工	147	
	22	コンクリート 送 施工	47	
	23	ウエルボ イント 施工	0	
	24	表装	23	
	25	建設 機械 施工	386	
	26	築炉	0	
	小計		3,592	
	食品製造関係	27	缶詰 巻 締	6
		28	食鳥 処理 加工 工業	51
		29	加熱性水産加工食品製造業	155
30		非加熱性水産加工食品製造業	257	
31		水産練り製品製造業	25	
32		牛豚食肉 処理加工業	46	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製	29	
34		パン 製	40	
35		そ 菜 製 造 業	276	
36		農産物 漬物 製 造 業	5	
小計		890		
繊維・衣服関係	37	紡績 運 転	15	
	38	織布 運 転	22	
	39	染色	11	
	40	ニット 製品 製 造	5	
	41	たて編み ニット 生地 製 造	4	
	42	婦人子供 服 製 造	397	
	43	紳士 服 製 造	25	
	44	下着 類 製 造	9	
	45	寝具 製 作	18	
	46	力ベツト 製 造	3	
	47	帆布 製 品 製 造	19	
48	布 は く 縫 製	7		
49	座席 シート 縫 製	21		
小計		556		
機械・金属関係	50	鋳造	57	
	51	鍛造	0	
	52	ダイカ ス	15	
	53	機械 加工 工	156	
	54	金属 プレ ス 加工 工	115	
	55	鉄 工	77	
	56	工場 板 金	45	
	57	め っ 製 金	35	
	58	アルミニウム 陽極酸化 処 理	5	
	59	仕上 げ	29	
	60	機械 検 査	30	
	61	機械 保 全	38	
	62	電気 機器 組 立 て	116	
	63	電気 機器 組 立 て	20	
64	プリント 配線 板 製 造	3		
小計		741		
その他	65	家具 製 作	42	
	66	印刷	22	
	67	製本	20	
	68	プラスチック ツク 成 形	186	
	69	強化プラスチック ツク 成 形	16	
	70	溶接 装	318	
	71	工業 接 装	416	
	72	工業 包 装	108	
	73	紙器・段ボール 箱 製 造	26	
	74	磁器 工 業 製 品 製 造	5	
	75	陶磁 工 業 製 品 製 造	33	
	76	自 動 車 整 備	37	
	77	ピル クリニ ン グ	3	
	78	リネン サブ ラ イ	20	
小計		1,252		
非移行対象職種	79	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	521	
合計		8,796		

職種別・技能実習生失踪者数(平成30年)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種	1,142	
	2	畜産	200	
	小計		1,342	
漁業関係	3	漁船	16	
	4	養殖	120	
	小計		136	
建設関係	5	土木	8	
	6	建築	32	
	7	冷凍空調	23	
	8	器具	8	
	9	建築	143	
	10	型枠	525	
	11	鉄筋	412	
	12	と	1,389	
	13	石材	16	
	14	タイル	36	
	15	かわら	30	
	16	左官	125	
	17	配管	126	
	18	熱縁	19	
	19	内装仕上	155	
	20	サッシ	14	
	21	防水	158	
	22	コンクリート	43	
	23	ウエル	0	
	24	表装	21	
	25	建設機械	332	
	26	築炉	0	
	小計		3,615	
	食品製造関係	27	缶詰	6
		28	食鳥処	58
		29	加熱性水産加工	177
30		非加熱性水産加工	287	
31		水産練り	10	
32		牛豚食肉処	54	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン	33	
34		パン	25	
35		そう菜	211	
小計		861		
繊維・衣服関係	36	紡績	21	
	37	織布	27	
	38	染色	13	
	39	ニット	7	
	40	たて編	2	
	41	婦人子供	504	
	42	紳士服	28	
	43	下着	4	
	44	寝具	7	
	45	カーペット	3	
	46	帆布	45	
47	布は	7		
48	座席	21		
小計		689		
機械・金属関係	49	鋳造	59	
	50	鍛造	3	
	51	ダクタ	12	
	52	機械加工	107	
	53	金属プレス	124	
	54	鉄工	82	
	55	工場	22	
	56	めっき	23	
	57	アルミニウム	1	
	58	仕上げ	23	
	59	機械検査	31	
	60	機械保全	41	
	61	電子機器	94	
	62	電気機器	8	
	63	プリン	4	
小計		634		
その他	64	家具	37	
	65	印刷	18	
	66	製本	23	
	67	プラスチック	155	
	68	強化プラスチック	13	
	69	塗装	300	
	70	溶接	405	
	71	工業包装	137	
	72	紙器	15	
	73	磁器	2	
	74	自動車	16	
75	ビル	36		
小計		1,157		
非移行対象職種	76	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	618	
合計		9,052		

職種別・技能実習生失踪者数(平成29年)

	番号	職	種	人数	
農業関係	1	耕種	農業	1,038	
	2	畜産	農業	169	
	小計			1,207	
漁業関係	3	漁船	漁業	2	
	4	養殖	漁業	93	
	小計			95	
建設関係	5	さく	井	5	
	6	建築	板金	17	
	7	冷凍空気調和	機器施工	17	
	8	建築器具	製作	11	
	9	建築	大工	90	
	10	型枠	施工	408	
	11	鉄筋	施工	328	
	12	と	び	894	
	13	石材	施工	21	
	14	タイル	張り	41	
	15	かわら	ぶき	35	
	16	左官		75	
	17	配管		90	
	18	熱縁	施工	14	
	19	内装仕上げ	施工	134	
	20	サッシ	施工	7	
	21	防水	施工	97	
	22	コンクリート	圧送施工	42	
	23	ウエル	ポイント施工	0	
	24	表装		5	
	25	建設機械	施工	251	
	26	築炉		0	
	小計			2,582	
	食品製造関係	27	缶詰	巻締	10
		28	食鳥処	理加工	51
		29	加熱性水産加工	食品製造	149
30		非加熱性水産加工	食品製造	272	
31		水産練り	製品製造	31	
32		牛豚食肉処	理加工	22	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン	製造	28	
34		パン	製造	25	
35		惣菜	製造	123	
小計			711		
繊維・衣服関係	36	紡績	運転	13	
	37	織布	運転	13	
	38	染色	色	4	
	39	ニット	製品製造	13	
	40	たて編	ニット生地製造	3	
	41	婦人子供	衣服製造	578	
	42	紳士服	製造	30	
	43	下着	種類製造	6	
	44	寝具	製作	8	
	45	カーペット	製造	2	
	46	帆布	製品製造	33	
47	布は	く縫製	4		
48	座席	シート縫製	11		
小計			718		
機械・金属関係	49	鋳造		50	
	50	鍛造		6	
	51	ダイカ	スト	7	
	52	機械	加工	107	
	53	金属プレス	加工	116	
	54	鉄工		70	
	55	工場	板金	28	
	56	めっき		16	
	57	アルミニウム	陽極酸化処理	3	
	58	仕上げ		19	
	59	機械	検査	24	
	60	電機	組立	28	
	61	電子機器	組立て	114	
	62	電気機器	組立て	20	
	63	プリン	ト配線板製造	1	
小計			609		
その他	64	家具	製作	37	
	65	印刷		19	
	66	製本		19	
	67	プラスチック	成形	186	
	68	強化プラスチック	成形	6	
	69	塗装		209	
	70	溶接		290	
	71	工業	包装	63	
	72	紙器・段ボール	箱製造	16	
	73	陶磁器工業	製品製造	0	
74	自動車	整備	4		
75	ビル	クリーニング	5		
76	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)			313	
小計			1,167		
合計				7,089	



外国人技能実習生の失踪を発生させないために

失踪の原因

- 賃金等の不払いなど、実習実施側の不適切な取扱い
- 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情

失踪を発生させないために日頃から配慮していただきたいこと

○外国人に対してはあらかじめ業務内容をよく説明し、仕事内容について納得感をもってもらうことが必要です。

雇用契約の締結時には技能実習計画は認定されていませんが、本邦に入国後に従事することとなる実習内容を事前に把握しておくことが望ましいことから、技能実習生に対し予定される技能実習における業務内容や修得等しようとする技能等の内容を説明することが望まれます。

○トラブルを未然に防ぎ、気持ちよく働いてもらうためにも、給料の仕組みや控除の理由を丁寧に説明してください。

技能実習生に対し待遇を説明する際には、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書を提示して説明してください。必要に応じて通訳をつけるなどした上で、内容を詳細に説明し技能実習生の理解を得ることが望ましいと考えられます。その際、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等について丁寧に説明してください。

○異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにすることが重要です。相手も自分と同じ価値観や指向だろう、という前提に立たないことが大切です。

○文化等の違いから、指導やアドバイスをしただけのつもりでも、相手に嫌な気持ちをさせてしまうことがあるので、注意をして接するようしましょう。

技能実習生の指導等に際しては、文化や言語の理解力等の違いなどから指導する側の意図に反し誤って伝わってしまい、極めて深刻な結果となってしまうことがあります。このようなことにならないためにも、日頃から個々の技能実習生の状況に十分配慮して、指導に際しても丁寧な態度でコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めることが必要です。

技能実習生への必要な指導等のつもりであったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ帰国させる旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は当然ながら許されません。

広報用動画の配信（日本語含め10か国語で対応）

○技能実習生等を対象に、制度概要や実習中に問題が起きた時の対処方法や相談先などを多言語で紹介する動画を配信しています。入国前後の講習等様々な機会において積極的に活用願います。



6か国語での申告・相談が
電話・メール・手紙で可能

外国人技能実習機構

ベトナム語	英語
中国語	タイ語
インドネシア語	カンボジア語
フィリピン語	ミャンマー語

母国語相談 //

みなさんの母国語で相談を行うことができます





概要

- 出入国在留管理庁が、令和元年11月に公表した「失踪技能実習生を減少させるための施策」に基づき、**失踪者の発生が著しい送出国**について、**改善が認められるまでの一定期間**、**新規の技能実習生の受入れを停止**するもの

措置の内容等

- 失踪者の発生数、失踪率等を基に、失踪者の発生が著しいと認められる**ベトナムの送出国5機関を通報**
- **うち4機関を送出国とする技能実習計画認定申請（国内移行ケースを除く。）**、**監理団体許可申請等**について、技能実習法令に定める「外国の送出国の要件」に適合しないことから、**少なくとも6か月間**、**不認定**、**不許可等**とし、**新規の受入れを認めない**
- **うち1機関（SONG HONG）**は、送出国において調査中であり、**本措置とは別に**、**期間の定めなく**、**受入れ停止**となっている

通報機関

- ① HOA BINH IMPORT-EXPORT JOINT STOCK COMPANY (HOGAMEX)
- ② Thai Nguyen Import Export Joint Stock Company (Batimex)
- ③ MH Vietnam Investment Promotion Joint Stock Company (MH VIETNAM.,JSC)
- ④ International ITC Joint Stock Company (ITC)
- ⑤ Song Hong International Human Resource and Trading Joint Stock Company (SONG HONG HR.,JSC)

実施日等

- **令和3年6月18日** 外国人技能実習機構からベトナム政府に**通報**。同機構HPで**措置公表**
- **同年 8月18日** **措置開始**

現状の取扱い (新型コロナウイルス感染症の影響による取扱い)	今後の取扱い
<p>①本国への帰国が困難な方</p> <p>⇒ 「特定活動（6か月・就労可）」又は「特定活動（6月・就労不可）」への在留資格変更が可能</p> <p>従前と同一の業務又は従前と同一の業務に係る業務で就労する場合に就労が認められるもの</p> <p>※「特定活動（6か月・就労不可）」又は「短期滞在」等であって、本邦での生計維持が困難な場合は、資格外活動（週28時間以内を付与）</p> <p>※帰国できない事情が継続している場合は、更新も可能</p>	<p>1. 帰国困難の「特定活動（6か月・就労可又は就労不可）」を付与されていた方で現に有する在留期限が令和4年6月30日以降の方</p> <p>a) 特定活動で在留している方→「特定活動（4か月）」の更新許可</p> <p>b) 短期滞在で在留している方→「短期滞在（90日）」の更新許可</p> <p>注1) 現在許可されている範囲において引き続き就労できます。</p> <p>注2) 帰国困難を理由とする在留許可は今回限りとなります。今回許可された期間内に帰国準備を進めてください。</p> <p>注3) 上記の許可に係る在留期間を満了した場合には、在留期間の更新は認められません。</p> <p>2. 新たに帰国困難を理由として在留を希望する方</p> <p>令和4年11月1日までに現に有する在留資格の在留期限が満了する場合に限り、上記1.の「今回限り」の措置を認めます。</p>
<p>②技能検定等の受検ができないために次段階の技能実習へ移行できない方</p> <p>⇒ 「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能</p> <p>※受検・移行ができるようになるまでの間</p>	<p>特段変更はありません。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の影響にかかわらず、自己の責めに帰すべき事情によらず技能検定等の受検が困難な方は引き続き対象となりますので、最寄りの地方入管へご相談ください。</p>
<p>③実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難又は帰国が困難となり特定技能への移行を希望する方</p> <p>⇒ 「特定活動（最大1年・就労可）」への在留資格変更が可能</p> <p>特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、特定産業分野（介護、農業等の14分野）で就労が認められるもの</p>	<p>1. 元技能実習生で「特定活動（最大1年）」を付与されていた方で現に有する在留資格が令和4年6月30日以降の方</p> <p>⇒ 「特定活動（4か月・就労可）」の更新許可（今回限り）</p> <p>2. 新たに技能実習の継続が困難又は帰国困難を理由として在留を希望する方</p> <p>令和4年11月1日までに現に有する在留資格の在留期限が満了の場合に限り、「特定活動（最大1年）」への在留資格変更許可（今回限り）</p>
<p>④「特定技能1号」への移行のための準備がまだ整っていない方</p> <p>⇒ 「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能</p> <p>※「技能実習3号」を修了される方も対象であったもの</p>	<p>特段変更はありません。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の影響にかかわらず、「特定技能」への移行の準備が整っていない方は引き続き対象となります。</p> <p>https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/10_00025.html</p>